

びわ湖大津観光プロモーション業務 仕様書

1 業務名

びわ湖大津観光プロモーション業務

2 目的

本業務では、多くの観光・文化資源が存在する大津の魅力を情報発信するため、季節ごとに大津市特有の観光資源やイベント、アクティビティを中心としたプロモーションを展開し、誘客を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

4 業務内容

びわ湖大津観光プロモーション業務として、誘客テーマやターゲット案を勘案した総合的なプロモーション戦略を立案し、SNS (Instagram、X 等) や各種ウェブメディアを活用した情報発信を中心に、以下の業務を実施する。

(1)プロモーション企画・展開

- ア 季節ごとにターゲット層を設定し、イメージやキャッチコピーの制作を行い、プロモーション展開を行う。
- イ SNS や各種ウェブメディアを活用した情報発信の実施。画像・動画・リール・広告配信その他の手法や媒体形式を限定しない。
- ウ 季節のイベントや観光スポットの写真・動画素材を作成し、効果的なビジュアルを提供。
- エ 情報発信は季節ごとに強弱をつけることも可能とし、エンゲージメント等のデータに基づき、ターゲット及び施策目的に応じた効果的な手法を選択し、柔軟かつ機動的に実施すること。
- オ プロモーション効果の分析・報告を実施し次回の計画に反映するための具体的な改善提案を行う。

※令和8年度の誘客テーマ候補(案)

- ・大河ドラマ「豊臣兄弟!」 ※明智光秀ゆかりの地ほか
- ・JR 滋賀ディステーションキャンペーン
- ・「成瀬は天下を取りにいく」など作品ゆかりの地(コンテンツツーリズム)
- ・湖都十社寺「湖信会」や「日本天台三総本山」の魅力
- ・四季折々の自然と歴史資源や伝統文化の魅力

※具体的なテーマ設定については、受託者の企画提案を踏まえ、協議の上決定する。

※ターゲット層

- ・SNS プロモーションは旅行を計画している近隣及び遠方の潜在顧客を主なターゲットとする。
- ・その他の観光客層については柔軟な提案を行う。
- ・具体的なターゲット設定は提案内容に基づき協議。

※国内個人誘客を対象とし、インバウンドは本事業の範囲外とする。

(2)パンフレットデータ作成

- ア パンフレットは、デジタルデータとして作成し、PDF形式で提供。
- イ パンフレットは着地型ターゲットを主とする。
- ウ 内容はプロモーション内容に準ずる形で、季節ごとの観光情報、イベント情報、グルメ情報等を含む。
- エ 地域や簡易な地図を掲載し、観光地へのアクセスを視覚的に案内。
- オ 詳細な案内は2次元コードを活用し、事業者や協会公式ホームページへ誘導。
- カ データは当協会の「びわ湖大津トラベルガイド」サイトでのダウンロードが可能な形式とする。
- キ 季節ごと（夏・秋・冬・春）の情報を反映した年4回の更新を実施。
- ク パンフレットの印刷は協会で別途実施。入稿のため Illustrator 形式のデータを別途用意すること。
- ケ パンフレット仕様：
 - サイズ：A3（折り加工により4ページ構成）
 - 表紙および本文には高品質な写真・画像を使用し、観光地の魅力を視覚的に訴求。
 - 全ページフルカラー印刷
 - 広告スペース：見開き下段および表4中下段に企業広告原稿の掲載枠を設定。

5 成果物の利用及び著作権

受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を当協会に無償で譲渡するものとする。

6 その他

- ・制作過程においては、当協会と相互に協議し、進捗状況を共有するものとする。
- ・関係法令等を遵守すること。特に著作権・商標権・肖像権等の侵害行為を行うことのないよう留意すること。
- ・業務の遂行に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、当協会は契約金額以外の費用は負担しない。
- ・受注者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ・業務を実施する上で疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、当協会と協議して決定する。